

2024年4月1日

「未利用口座管理手数料」の一部改正および当組合における取扱いについて

JAバンクでは、長期間ご利用の無い口座が犯罪で不正利用されることの防止およびサービス維持向上の観点から、2021年10月1日以降に開設された全ての普通貯金口座（総合口座を含む）および貯蓄貯金口座を適用対象として、「未利用口座管理手数料（以下、本手数料）」を導入しております。

当組合では、**当面的間、お客さまから本手数料をいただくことはありませんが**、今般、本手数料にかかる未利用口座となる口座および未利用口座に対するお取扱いについて改正を行いますので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、将来において本手数料をいただく場合は、当組合のホームページ等により事前にご連絡させていただきます。

「未利用口座管理手数料」とは・・・？

長期間ご利用のない口座に対して適用させていただくものですが、日ごろ、お預入れやお引出し、口座振替をご利用いただいているお客さまの口座が対象となることはございません。

本手数料適用の対象となる口座は、2021年10月1日以降に開設された全ての普通貯金口座（総合口座を含む）および貯蓄貯金口座で、2021年9月30日以前に開設された口座に対しては適用されません。

※ 将来において、本手数料をいただく場合

- (1) 未利用口座となる口座は、適用対象のうち、お預入れやお引出し（当該口座のお利息入金や本手数料の引落しを除きます）、記帳等のご利用が2年以上ない口座が対象となります。ただし、以下のいずれかに該当する口座は対象となりません（本手数料のご負担はございません）。
 - ・ 貯金残高が一定基準額以上の当該口座
 - ・ 当組合で信用事業の融資商品（※）のお借入れがある場合（主債務者に限る）
（※）住宅金融支援機構を委託元金融機関とする融資商品は含みません。
なお、お客様番号が複数あるなど、お取引の状況によっては未利用口座管理手数料の対象となる場合がございます。
- (2) 未利用口座に対するお取扱い
 - ・ 対象口座のお客さまには、当組合に登録されているご住所に、事前に文書によりご案内いたします。送付した文書が到着しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
 - ・ 上記のご案内により、口座をご確認いただき、再度ご利用をご検討いただくか、ご利用の予定がない場合はご解約をご検討ください。このご案内を差し上げて、一定期間（約3カ月）を経過しても、ご利用またはご解約がない場合は、本手数料を引落しさせていただきます。なお、口座残高が本手数料未済の場合は残高全額を引落しさせていただきます（お客さまの口座残高を超えたご負担はございません）。
 - ・ 残高が0円の未利用口座および本手数料の引落しにより残高が0円となった口座については解約させていただきます。
 - ・ なお、引落としさせていただいた本手数料のご返却、および解約後の当該口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。
- (3) 備考
 - ・ 総合口座の当座貸越において、貸越金の残高がある場合は、当組合でお借入れがある場合に相当し本手数料のご負担はございません。
 - ・ お取引の状況によって口座を解約しない場合がございます。
 - ・ 口座解約後のお客さまのお手続きは一切ございません。

以上